

役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の役員又はその他の委員が、この法人の業務上の必要により出張する場合、及びその他の委員が、この法人の区域内で職務に従事する場合に支給する費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 「出張」とは、役員又はその他の委員がこの法人の業務のため一時この法人の事務所を離れて業務を行うことをいう。

(役員等の範囲)

第3条 旅費を支給する役員は、定款第20条の規定に定める役員とする。

2 その他の委員とは総会議長、理事及び監事候補者選考委員、班長及び理事長が必要と認めた者とする。

(出張命令)

第4条 出張は理事長の発する出張命令（この法人の役員又は委員以外の者についての出張依頼を含む。以下同じ。）（様式第7号）によって行う。ただし、事務局長以外の者に対する出張命令は事務局長が行うことができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、精算払い又は概算払いにより、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

(旅費の支給方法)

第7条 旅費は、当月分を一括して翌月に現金で支給する。

(旅費支給の区分)

第8条 旅費は、別表第1により支給する。

(その他の委員の費用弁償)

第9条 その他の委員が理事長の指示に基づき、職務に従事した場合、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。

別表第 1 交通運賃等支給表

（単位：円）

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 1kmにつき	日 当	宿泊料 1泊につき
実費	1 等 実費	エコノミー 実費	35	2,000	12,000

（注）

- 1、特別急行料金は片道 100km 以上運行する場合に限り支給する。
- 2、寝台料金は、業務上必要な場合に限り、現に支払った額を支給する。